

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により、令和三年十月三十一日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を次のとおり定める。

令和三年十月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山

博

選挙時登録の基準日 令和三年十月十八日（ただし、年齢については同年十月三十一

日）